

ご提出いただく書類

裏面もあり

必要書類の案内は住戸選定会の際に、お渡しします。記載された提出期限までにご提出ください。

該当する方に提出していただく書類

- ◆住民票の写し、戸籍謄本（全部事項証明書）、住民税課税証明書等公的証明書及び給与支払証明書等の収入状況に係る各種証明書は、すべて3か月以内に発行されたものが必要です。ただし、申込資格については申込日現在で確認できなければなりませんので、ご注意ください。
- ◆書類は、コピーと記載しているもの以外は必ず原本をご提出ください。またコピーを提出される場合は契約時に原本を確認させていただきます。

配偶者のいない方（入居者全員。婚姻できない年齢の方を除く。）

（必要書類）戸籍謄本（全部事項証明書）等

※児童扶養手当を受給されている場合は「児童扶養手当証書」（コピー）」も証明になります。更新中の方は「児童扶養手当受給証明願（原本）」が証明になります。（その場合は、備考欄に対象の児童数の記入を受けてください。）

単身で申込みされる方

（必要書類）戸籍謄本（全部事項証明書）等単身を証明する書類、及び60歳未満の場合は単身者の申込資格（8ページの②（イ）～（ケ）参照）を証明する書類、及び「単身者入居に関する自活状況申立書」（以下「申立書」という。）（61・62ページの所定の様式）に現在の生活状況や緊急時の連絡先等を記入し、提出していただくことが必要です。

※精神障がいがある方は、申立書に加え、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活できることについて、大阪市こころの健康センターの認定を受けられることが必要となる場合があります。

※知的障がいがある方は、申立書に加え、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活できることについて、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課の認定を受けられることが必要となります。

障がい者・特別障がい者控除を受けようとする方

（必要書類）①（大阪市在住の方のみ）障がい者手帳交付状況に関する本市保有情報の確認に係る同意書（59ページの所定の様式）

②障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳〔認定カード〕・精神障がい者保健福祉手帳等）のコピー

※認定されている方の氏名・等級・程度・有効期限等を確認できるページのコピーが必要です。

生活保護を受給中の方

（必要書類）生活保護適用証明書（各区役所保健福祉課（福祉業務担当）発行）

現在婚約中の方

（必要書類）婚約証明書（57ページの所定の様式で証人等の証明があるもの）、又は式場の予約証明書
本市の指定する入居契約日までに婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書等）を提出していただきます。（なお、契約書類は婚姻届受理証明書等の提出確認後、送付します。）

呼び寄せ家族のある方

（必要書類）戸籍謄本（全部事項証明書）等

遠隔地扶養親族のある方

（必要書類）遠隔地扶養親族の氏名、生年月日が確認できる各種健康保険被保険者証又は資格確認書^(注)（国民健康保険を除く）のコピー、令和6年分源泉徴収票、又は令和6年分確定申告書（控）のコピー

（注）令和2年10月からの健康保険関係法令の改正に伴い、個人情報保護の観点から、各種健康保険被保険者証又は資格確認書のコピーを提出する際は、コピーをした後に、保険者番号及び被保険者等記号・番号の3箇所について、マスキング（黒塗り）のうえご提出ください。

令和6年1年間継続して1か所の事業者から給与を受けておられた方

(必要書類) 令和6年分給与所得の源泉徴収票原本（原則として事業所印のあるもの）

令和6年1年間継続して事業をしておられた方

(必要書類) 令和6年確定申告書（控）のコピー

令和6年1年間継続して年金を受けておられた方

(必要書類) 日本年金機構等発行の令和6年分源泉徴収票原本

令和6年1月2日以降に就職・開業・転職された方

(必要書類) 給与支払証明書（51ページの所定の様式で勤務先の証明があるもの）、又は事業所得の収支明細書（53ページの所定の様式）及び開業届のコピー

転職の方は、さらに前勤務先の退職証明書（55ページの所定の様式で前勤務先の証明があるもの）、又は雇用保険受給資格者証のコピー、又は廃業届のコピー

※給与支払証明書を提出された方は、記載内容について勤務先に確認させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

令和5年1月1日以降に退職・廃業し、その後現在まで就職・開業していない方

(必要書類) 退職証明書（55ページの所定の様式で退職した勤務先の証明があるもの）、又は雇用保険受給資格者証のコピー、又は廃業届のコピー

※退職予定で申込みされている方は、入居契約日まで提出していただきます。

令和6年1月以降に年金を受け始めた方・年金額に変更がある方

(必要書類) 日本年金機構等発行の改定通知書もしくは裁定通知書のコピー

大阪市ファミリーシップ制度に基づく証明を受けた方が入居する場合

(必要書類) ①ファミリーシップ宣誓書受領証のコピー又は受領印のあるファミリーシップ宣誓書の副本のコピー

②戸籍謄本（全部事項証明書）等

③大阪市ファミリーシップ制度に係る本市保有情報の確認に係る同意書

※同意書の様式につきましては、当選後、別途ご案内いたします。

※宣誓書受領証及び宣誓書の表面部分の氏名欄に通称を用いている場合は、受領印のあるファミリーシップ宣誓書の正本（裏面も含む）のコピーを提出してください。

令和6年1月1日現在の住所が大阪市外の方

(必要書類) 「令和6年度住民税課税証明書」または「個人番号（マイナンバー）提供書」（63・64ページの所定の様式〔65ページ記載例参照〕）

住民税課税証明書については、入居予定家族で15歳以上（学生・無職も含む。中学生は除く）の方は、所得の有無にかかわらず必要です。令和6年1月1日に居住していた市区町村の窓口で「**全項目記載**」とお申出のうえ取得してください。生活保護（生活扶助）を受けておられる方は、生活保護適用証明書（各区役所保健福祉課（福祉業務担当）発行）を提出された場合、住民税課税証明書の提出は不要です。個人番号（マイナンバー）提供書については、市営住宅へ入居する予定者全員を記載のうえご提出ください。

現在大阪市外に居住している（住民登録をしている）方

(必要書類) 「住民票の写し」（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）

入居家族全員の続柄が確認できるもの。住民票の写しで、入居予定家族全員の続柄が確認できない場合又は呼び寄せ家族のある場合は、住民票の写しのほかに続柄を証明できる戸籍謄本（全部事項証明書）等が必要です。なお、内縁関係にある方は、住民票の写しの続柄欄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」と記載されていることが必要です。

その他、本市が指定する書類

※資格審査時にご提出いただいた書類は、返却できませんので、ご了承ください。